

土砂災害ハザードマップについて

1. 土砂災害警戒区域とは

「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、埼玉県が土砂災害危険箇所を対象とした基礎調査を行い、調査結果を公表した後に土砂災害による危険等が生じるおそれのある区域を指定したものです。

「土砂災害警戒区域」には「土石流」、「急傾斜地」及び「地滑り」の3種類があり、このうち、嵐山町には「急傾斜地」の崩壊（いわゆる「がけ崩れ」）の危険指定が37箇所あります。

また、前出のようにこの区域は「土砂災害警戒区域」（イエローゾーン）と「土砂災害特別警戒区域」（レッドゾーン）に分類されており、それぞれの区域が重なる箇所がほとんどです。

【土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域】

急傾斜地の危険区域	呼称	概要	町内 箇所数
土砂災害警戒区域	イエローゾーン	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民に危害が生じるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域	37 箇所
土砂災害特別警戒区域	レッドゾーン	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造を規制すべき区域	35 箇所

2. 土砂災害ハザードマップについて

嵐山町では、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を受けて、町民への周知と地域において安全な避難場所や避難経路を検討することに活用されることを想定し、土砂災害ハザードマップを作成しました。今後の埼玉県の調査の進捗に併せて、随時改訂する予定です。

また、このマップは、埼玉県が実施した土砂災害防止法に基づく区域指定と調査による嵐山町の位置図概要書を基に嵐山町で作成したため、若干の誤差等が存在する場合があります。位置図概要書も合わせてご覧ください。なお、『位置図概要書』については、東松山県土整備事務所河川砂防担当のホームページをご覧ください。

※東松山県土整備事務所河川砂防担当のホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b1006/kasen/saboujigyoku.html>

3. 土砂災害警戒情報に注意しましょう

土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まったときに町長が避難指示等を発令する際の判断や、自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表している防災情報です。

この土砂災害警戒情報は、気象庁ホームページで確認できます。雨が降り出したら、大雨警報や土砂災害警戒情報等の防災気象情報に注意しましょう。土砂災害警戒情報が発表されたら、嵐山町が発表する避難情報等に注意し、いつでも避難行動ができるよう心構えをしましょう。危険を感じたら自主的に避難することも重要です。

気象庁ホームページでは、土砂災害警戒情報を補足する情報として、より詳しい危険度がリアルタイムで分かる「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」を提供しています。この情報は、土砂災害発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示しています。是非一度ご覧ください。

4. 町が発令する各種避難情報について

災害の発生時等において、町長が「高齢者等避難」、「避難指示」を発令場合があります。これらの違いをよく理解し、自らの身を守りましょう。また、危険を感じる場合などは、自らの判断で早めに避難することも重要です。

【各種避難情報について】

避難情報	説明
高齢者等避難	事態の推移によっては、避難指示の発令を行うことが予想されるため、避難の準備を呼びかけるものです。要援護者など、避難に時間を要する方は避難を開始する必要があります。
避難指示	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高い場合に発せられます。居住者に立ち退きを勧め、促します。

※これらの情報は、町の防災行政無線、あんしんメール、広報車、NHK データ放送、ヤフー災害情報などでお知らせします。

※必ずしもこれらの情報が段階的に発令されるとは限りませんので、ご注意ください。

※これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

作成

嵐山町役場 地域支援課 人権・安全安心担当

電話 62-2152

H P <http://www.town.ranzan.saitama.jp>